

かすみがうら

Kasumigaura
Public Relations

広報

地震災害対策特別号

平成 23 年 3 月 25 日発行

発行にあたって

今般の東北地方太平洋沖地震で被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

当市では、生命に関わる被害はなかったものの、市民の皆様には、長時間の停電や断水、地域によっては避難所生活をおくるといった大変不安な生活を余儀なくされたことと思います。

市では、震災直後に対策本部を立ち上げ、迅速な情報提供や避難所、給水所の開設などに全庁一丸となつて精一杯取り組んでまいりました。そのような中、皆様には、給水をはじめとする各種作業に多くのご支援、ご協力をいただいております、深く感謝申し上げます。

被害の大きさに全面的な復旧が見えない中ではありますが、一日でも早く安全・安心な生活を再建できることを願い、災害復旧に向け「広報かすみがうら地震災害対策特別号」を発行いたしました。今後、市民生活の安定のため、迅速かつ的確な対応や情報発信に全力で取り組んでまいります。

かすみがうら市長 宮嶋光昭

災害復旧支援の概要

1 見舞金・弔慰金の支給		
災害見舞金	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165
災害障害見舞金	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165
災害弔慰金	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165
2 貸付などの援助		
災害援護資金	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165
住宅等災害復旧資金利子補給	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165
茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付制度	☎社会福祉協議会	☎ 029-898-2527
茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資	☎県商工労働部	☎ 029-301-3530
3 その他		
固定資産税の減免	☎税務課	☎内線 1126. 1127
り災証明書の交付	☎税務課	☎内線 1126
被災者生活再建支援制度	☎社会福祉課	☎内線 1162. 1165

災害復旧支援の概要

1 見舞金・弔慰金の支給 災害見舞金

住家の全部または一部に災害を受けた被災世帯に対し見舞金を支給します。

●対象者 市内に住所を有し、居住する者で構成する世帯の世帯主

●見舞金額 【住家の全壊(延べ面積の7割以上)】8万円 【住家の半壊(延べ面積の2割以上7割未満)】5万円

●申請に必要なもの ①災害届出書②り災証明書

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

災害障害見舞金

市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに重度の障害があるとき、その市民に対し災害障害見舞金を支給します。

●障害見舞金額 最大250万円

※要件により金額が変わります。

●必要書類 ①負傷または疾病にかかった地の官公署発行の被災

災証明書(市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となった市民の場合)②障害を有することを証明する医師の診断書(市様式)

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

災害弔慰金

市民が災害により死亡したとき、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

●弔慰金額 最大500万円

※要件により金額が変わります。

●必要書類 ①死亡地の官公署発行の被災証明(市の区域外で死亡した市民の遺族の場合)

②遺族であることを証明する書類(市民でない遺族の場合)

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

2 貸付などの援助

災害援護資金

災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けをしま

す。

●貸付限度額 350万円

※要件、災害の程度により貸付金額が変わります。所得制限があります。

●償還期間 10年(据置期間を含む)

●利率 年3% (据置期間中は無利子)

●償還など 年賦または半年賦

●申請に必要なもの ①災害援護資金借入申込書②療養見込期間および療養概算額を記載した医師の診断書(世帯主の負傷を理由とする借り入れの場合)③被害を受けた日の属する前年において、他市町村に居住していた借入申込者は世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書(ただし被害を1月から5月までの間に受けた場合は前々年度)

④その他市長が定める書類

●申込期限 6月30日(木)

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

住宅等災害復旧資金利子補給

住宅などの全部または一部に災害を受けた世帯が住宅等災害復旧資金を金融機関から借り受ける場合、その借り受ける資金の利子の一部を補給します。

●対象者 市内に住所を有し、

居住する者で構成する世帯の世帯主

●利子補給要件 ①り災証明書の交付を受けられること②金融機関から住宅等災害復旧資金を借り受けられること

●対象限度額 500万円

●利子補給額など ①利子のうち年利3%に相当する額②利子補給回数は年2回

●利子補給期間 資金を借り受けた日から7年以内

●取扱金融機関 市の指定金融機関および収納代理金融機関(12社)

●申請に必要なもの ①利子補給申請書②り災証明書③その他市長が必要と認めるもの

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

茨城県社会福祉協議会 生活福祉資金貸付制度

災害を受けたことにより、家屋や家財道具の修理を目的とした臨時に必要なとなる経費を貸し付けます。

※銀行や市役所で実施している制度が優先されます。

●貸付対象世帯 ①低所得世帯(市民税非課税程度)②障害者世帯(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付

を受けた者などの属する世帯)

③高齢者世帯(65歳以上の方で、日常生活上介護を必要とする方のいる世帯)

●貸付限度額

【住宅の増改築、補修などの経費】250万円【臨時に必要な経費】150万円

●償還期間 いずれも7年以内

☎社会福祉協議会
☎029(898)2527

茨城県東北地方太平洋沖地震 特別対策融資

東北地方太平洋沖地震により損害を受けた中小企業の皆さまの災害復旧や経営の安定化のための融資制度です。

●融資概要 東北地方太平洋沖地震により損害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者など

☎茨城県商工労働部産業政策課
☎029(301)3530

☎http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/syounkou/shosei/yushi/yushitop.htm

その他のお問い合わせは、各課にご相談ください。

3 その他

固定資産税の減免

納税義務者の所有する固定資産について災害により損害を受けた方は、損害を受けた建物などの固定資産税が一部減免されます。

●減免対象 損害を受けた割合が全体の20%以上ある場合(り災証明書などにより、半壊以上の証明書が発行される場合)

※なお、塀・門扉などで課税対象外の構築物については、減免の対象となりません。また、次のような程度のもも減免対象になりませんので、ご注意ください。

(例)屋根瓦の一部が落ち、外壁に数カ所のひびが入り、内装の一部が損傷した場合。屋根瓦がすべて落ちたが、他に大きな損傷がない場合

☎国税務課 ☎内線 1126・7

うにされるのか(住宅の建設・購入、補修または賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書などの写しが必要です。

●申請期間 【基礎支援金】被害のあった日から13カ月間【加算支援金】被害のあった日から37カ月間

☎社会福祉課
☎内線 1162・1165

道路に倒れた塀などの 撤去作業の受付終了・個人搬入終了

市内の建設会社が、道路(車道・歩道)に倒壊した塀などの撤去作業を行っています。地震当初より道路などの安全が確保されましたので、撤去作業の受付・個人搬入を次の日程で終了いたします。日程後の連絡の

※いずれも世帯人数複数の場合
●必要書類 ①り災証明書②世帯主の住民票③預金通帳の写し
※加算支援金を同時に申請する場合は、今後お住まいをどのよ

震災により被災し、当市に一時避難者の小・中学校への就学について

☎道路管理課 ☎内線 2613

☎029(898)2527

☎社会福祉協議会

☎029(898)2527

り災証明書

災害により被害を受けたことを証明するもので、各種制度の申請や損害保険などの請求に必要(申請・請求先に確認)となります。

●申請に必要なもの ①り災証明願②印鑑③被災の証明になるもの(被害の状況を確認できる写真)

●受付場所 千代田庁舎税務課、霞ヶ浦窓口センター、中央出張所

●受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)

【ご注意ください!】

※区分/全壊・半壊(大規模なもの)・半壊・一部損壊

※半壊以上のもの、写真の添付がないもの、中央出張所で受け付けしたものは、後日発行となりますので、あらかじめご了承ください。

☎国税務課 ☎内線 1126

現在、道路補修の要望が多く寄せられていますが、緊急性の高い場所から補修をしていますので、ご理解をお願いいたします。新たに道路の陥没などを発見された場合は、連絡をお願いします。

また、塀や瓦の崩落による事故は、基本的に所有者の責任となります。このような恐れがある個所は、各個人で赤や黄色のテープをまき、「危険」と表示するなど、注意を促すようにしてください。

☎道路管理課 ☎内線 2613

広報かすみがうら3月号p16。KSCの4月のイベント会場となる「体育センター」は、避難者の受け入れ施設として使用できなくなる場合があります。その際はイベントが中止となります。

☎スポーツ振興課 ☎内線 2424

ボランティア登録

福島県などからの避難民の受け入れ場所として市内2施設を設定しました。避難所でのボランティア活動のできる方の登録をお願いしています。

●登録受付時間 午前9時～午後5時

※市内在住者で自力で活動場所へ来られる方が対象です。また活動中の食事や飲食物などは各自でご準備ください。

☎029(898)2527

ふるさと大使からの応援メッセージ

石塚輝雄さん

世界にも例を見ない巨大地震に、私のふるさとにも被災されたとの報を受け、苦しく胸が痛みます。かすみがうら市民のご無事を祈るとともに、力を合わせ、力強く復興への道を進まれることを心からお祈りします。(3月17日)

アントキの猪木さん

こんな時こそ市民が一つに心を合わせて、力を合わせて復興希望を持ちましょう。元気があれば何でもできる。気持ちを前向きに頑張りましょう。希望を持って頑張るぞ!がんばれ かすみがうら市。(3月18日)

宮入玲子さん

被災されたかすみがうら市の皆様へ。未だ断水が続く中、厳しい状況と聞いております。離れた場所におり復興のお手伝いもできず心苦しい思いでいっぱいですが、穏やかな日々が一日も早く訪れますことを心よりお祈り申し上げます。(3月18日)

東北関東大震災義援金などのお知らせ

☎ 社会福祉協議会 ☎ 029-898-2527

◎災害義援金について

東北関東大震災が発生したことを受け、震災により被災された方々および被災地を支援するため日本赤十字社、共同募金会を窓口とした災害義援金を受け付けています。

税制上の優遇措置(所得税、法人税)の適用対象になります。

【郵便振替】 ※手数料は無料です。

	口座記号番号	口座加入者名
日本赤十字社	00140-8-507	日本赤十字社 東北関東大震災義援金
(社)中央共同募金会	00170-6-518	中央共同募金会 東北関東大震災義援金

【口座振込】 ※本支店からの振込手数料は無料です。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人など
常陽銀行	本店営業部	(普通) 0089731	日本赤十字社 茨城県支部
	本店	(普通) 3588989	社会福祉法人 茨城県共同募金会 東北関東大震災
筑波銀行	県庁支店	(普通) 1091422	日本赤十字社 茨城県支部 支部長 橋本昌
	県庁支店	(普通) 1091415	社会福祉法人 茨城県共同募金会 東北関東大震災

【現金書留】 ※郵便料金は免除になります。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル5階 社会福祉法人 中央共同募金会

※封筒に「援助用」と明記してください。

◎災害物資の受け入れ ☎ 茨城県福祉指導課 ☎ 029-301-3159

市への災害見舞金、義援金 ☎ 会計課

かすみがうら市に対する災害見舞金、義援金は千代田庁舎会計課、霞ヶ浦庁舎総務課窓口でお受けしています。なお、社会福祉協議会でも、災害指定寄付金の受け入れが行われています。

【第21回かすみがうらマラソン大会開催中止のお知らせ】

4月17日(日)に開催を予定していましたが、安全に開催することが困難であるため、中止となりました。大会を楽しみにしていた参加者の皆様には大変残念なこととは思いますが、今後とも、かすみがうらマラソン及び関係団体への温かいご支援とご協力をお願いいたします。